

大な影響を及ぼすから、都道府県知事の意見を十分尊重する等住民の意思を十分反映する機会を与えるよう処置すること、(三)水資源の開発に伴う河川の管理は、行政主体が総合行政的見地から治山治水を十分考慮して行なうべきものであつて單一目的である公団にゆだねてはならないこと、(四)水資源の開発に伴う費用については國が公団に交付する額の一部を関係都道府県が負担することとなつてゐるが、これは大規模な事業を短期間に施行することが予想され、再建途上にある地方自治体の財政を圧迫することとなるから、費用はすべて国の責任において処理する方途を講ずること、(五)水資源開発事業に伴い損失を受ける者に対する補償は、開発地域の社会的特殊性を十分考慮され、その者の生活再建、環境整備を含む公正かつ適切な補償措置を講ずるはもちろん、実施後の発生被害や水源地域の将来の開発発展を阻害しないよう事業実施に関連する施設等の整備措置をもあわせ講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

るためには水源の保全から養と後進地
域開発のための用水確保を図り当該
地域の均衡ある開発發展を期する旨目
的に明記すること、(二)水系の指定基
本計画事業実施方針及び管理方針を定
めるにあたつては関係都道府県知事の
意見を聞くだけでなく十分協議するよ
う改めるとともに、その改廃について
も又同様とすること、(三)都道府県の
総合開発計画を十分考慮し合理的な調
整を図る旨明記すること、(四)公團法
第二十三条第一項は從前の都道府県知
事の管理権限をゆがめることとなるか
ら同条同項を削除すること、(五)事業
実施に伴う損失補償は単なる補償に止
まらず補償とあいまつてそのものの生
活再建、環境整備の措置に万全を期す
とともにに関連する地域の開発事業を
もあわせて行なうよう明確にすること
と、(六)事業実施に伴う地方公共団体
の必要な資金については、国は優遇措
置を講ずるように明記すること、(七)
政令の制定にあたつては関係都道府県
の意見を十分聞いて定めること等の事
項について特段の考慮を払われたいと
の請願。

要道路であり、利用価値はまことに高く、沿道の開発産業文化の向上に果たす役割は多大なるものがある。また、木津川にまたがる山城大橋も宿禰の架設工事が着々進み、ますます名神経済圏を結ぶ産業道路として重要使命を遂するものと確信するから、經濟的見地からはもちろんのこと国道の道路交互通策の一環として、ぜひとも本路線を二級国道に昇格の上、これが整備促進を図られたいとの請願。

第一七号 昭和三十六年九月二十五日受理
公共事業施行に伴う損失補償基準引上げに関する諸願
請願者 三重県津市議会議長 岡村末次郎
紹介議員 井野 順哉君
建設省の直轄する公共事業の施行に伴う損失補償基準については、昭和二十九年五月十九日建設省訓第9号をもつて定められており、地方公共団体が行なう国の補助事業についても、この損失補償基準に基づいて事業費の算定がなされているが、この基準が低いため、市町村の継続負担が多額にならざるを得ない状況にあり、財政上市町村はその対策に苦慮している現状であるから、公共事業の施行に伴う損失補償基準の引き上げを実現せられたいとの請願。

十月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

宅地造成等規制法案

　　宅地造成等規制法案

　　目次

　　第一章　総則(第一条・第二条)

　　第二章　宅地造成工事規制区域
(第三条・第七条)

　　第三章　宅地造成に関する工事等
の規制(第八条・第十八条)

　　第四章　雑則(第十九条・第二十条)

　　第五章　罰則(第二十三条・第二十四条)

　　第六章　附則

　　(目的)
　　第一条　この法律は、宅地造成に伴
いがけくずれ又は土砂の流出を生
ずるおそれが著しい市街地又は市
街地となるとする土地の区域内
において、宅地造成に関する工事
等について災害の防止のため必要
な規則を行なうことにより、国民
の生命及び財産の保護を図り、も
つて公共の福祉に寄与することを
目的とする。

　　(定義)
　　第二条　この法律において、次の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
る。

　　一　宅地　農地、採草放牧地及び
森林並びに道路、公園、河川そ
の他政令で定める公共の用に供

する施設の用に供せられている

土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を

宅地にするため又は宅地におい

て行なう土地の形質の変更で政

令で定めるもの（宅地を宅地以

外の土地にするために行なうも

のを除く。）をいう。

三 災害 がけずれ又は土砂の

流出による災害をいう。

四 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な

図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をい

う。）を作成することをいう。

五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負

契約によらないでみずからその

工事をする者をいう。

六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

第二章 宅地造成工事規制区
(宅地造成工事規制区域)

第三条 建設大臣は、関係都道府県第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内の土地については、指定都市。以下第

六十七号）第二百五十二条の十九

第一項の規定に基づき、宅

地造成に伴い災害が生ずるおそれ

の著しい市街地又は市街地となる

うとする土地の区域を宅地造成工

を除き同じ。）の申出に基づき、宅

地造成に伴い災害が生ずるおそれ

の著しい市街地又は市街地となる

うとする土地の区域を宅地造成工

事規制区域として指定することが

できる。この場合において、都道

府県は、その申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市（特別区を含む。以下同じ。）町村の長の意見をきかなければならない。

二 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

三 第一項の指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによって行なう。

四 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

五 第一項の規定により障害物の伐除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

六 第一項の規定により障害物の伐除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

七 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合（土地の試掘（障害物の伐除及び土地の試掘等）

（測量又は調査のための土地の立入り）

八 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

九 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

十 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

十一 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

十二 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

十三 第一項の規定により障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）に

ものでなければならない。

を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

土地の占有者又は所有者は、正

當な理由がない限り、第一項の規

定による立入りを拒み、又は妨げ

てはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第五条 前条第一項の規定により他

人の占有する土地に立ち入つて測

量又は調査を行なう者は、その測

量又は調査を行なうにあたり、や

むを得ない必要があつて、障害と

なる植物若しくはかき、さく等

（以下「障害物」という。）を伐除し

ようとする場合は、当該土地に試

掘若しくはボーリング若しくはこ

れに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場

合において、当該障害物又は当該

土地の所有者及び占有者の同意を

得ることができないときは、当該

障害物の所在地を管轄する市町村

長の許可を受けて当該障害物を伐

除し、又は当該土地の所在地を管

轄する都道府県知事の許可を受け

て当該土地に試掘等を行なうこと

ができる。この場合において、市

町村長が許可を与えようすると

て当該土地に試掘等を行なうこと

ができる。この場合において、市

町村長が許可を与えようとする

と認めると、当該土地に試掘等

の所有者及び占有者に通知しなければならない。

第一項の規定により障害物を伐

除した場合においては、当該障害物の所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

第一項又は第五条第一項若しくは

第三項の規定による行為により他

人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に對し

て、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第一項の規定により障害物を伐

除した場合においては、当該障害物の所有者及び

占有者がその場所にいなためそ

の同意を得ることが困難であり、

かつ、その現状を著しく損傷しな

いときは、建設大臣若しくは都道

府県知事又はその命じた者若しくは都道

府県は委任した者は、前二項の規定に

かかるわらず、当該障害物の所在地

を管轄する市町村長の許可を受け

て、ただちに、当該障害物を伐除し

て、障害物の所在地を管轄する市町村

長の許可を受けて当該障害物を伐

除し、又は当該土地の所在地を管

轄する都道府県知事の許可を受け

て当該土地に試掘等を行なうこと

ができる。この場合において、市

町村長が許可を与えようとする

と認めると、当該土地に試掘等

を行なうとする者は、立入りの

所在し、又はかき、さく等で囲ま

れた他人の占有する土地に立ち入

らなければならぬ。

第一項の規定により建築物が

立ち入らうとする者は、立入りの

して、相当の猶予期限をつけて、
擁壁若しくは排水施設の設置若し
くは改修又は地形の改良のための
工事を行なうことを命ずることが
できる。

2 前項の場合において、同項の宅
地又は擁壁若しくは排水施設の所
有者 管理者又は占有者（以下こ
の項において「宅地所有者等」とい
う）以外の者の行為によつて同項
に規定する災害の発生の著しいお
それが生じたことが明らかであ
り、その行為をした者（その行為
が隣地における土地の形質の変更
であるときは、その土地の所有者
を含む。以下この項において同
じ）に同項の工事の全部又は一部
を行なわせることが相当であると
認められ、かつ、これを行なわせ
ることについて当該宅地所有者等
に異議がないときは、都道府県知
事は、その行為をした者に対し
て、同項の工事の全部又は一部を
行なうことを命ずることができ
る。

3 第十三条第四項及び第六項の規
定は、前二項の場合について準用
する。

(立入検査)

第十七条 都道府県知事又はその命
じた者若しくは委任した者は、第
八条第一項、第十二条第一項、第
十三条规定第一項から第三項まで若し
くは第五項又は前条第一項若しく
は第二項の規定による権限を行な
うため必要がある場合において
は、当該宅地に立ち入り、当該宅
地又は当該宅地において行なわれ
ている宅地造成に関する工事の状

況を検査することができる。

2 第六条第一項及び第三項の規定
は、前項の場合について準用す
る。

第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。
(報告の徴取)

第三条 都道府県知事は、宅地造
成工事規制区域内における宅地の
所有者、管理者又は占有者に対し
て、当該宅地又は当該宅地におい
て行なわれている工事の状況につ
いて報告を求めることができる。

第四章 雜則
(手数料)

第十九条 第八条第一項の許可の申
請をしようとする者は、三万円を
こえない金額の範囲内において政
令で定める額の手数料を都道府県
に納めなければならない。

(市町村長の意見の申出)

第二十条 市町村長は、宅地造成工
事規制区域内における宅地造成に
伴う災害の防止に関する、都道府県
知事に意見を申し出しができる。

二 第五条第一項に規定する場合
において、市町村長の許可を受
けないで障害物を伐除した者又
は都道府県知事の許可を受けな
いで土地に試掘等を行なつた者
三 第八条第一項の規定に違反し
た造成主

四 第九条第一項の規定に違反し
て宅地造成に関する工事が施行
された場合における当該宅地造
成に関する工事の設計をした者
(設計図書を用いないで工事を
施行し、又は設計図書に従わな
いで工事を施行したときは、當
該工事施行者)

合は、この限りでない。
(政令への委任)

第二十二条 この法律に特に定める
もののほか、この法律によりなす
べき公告の方針その他この法律の
実施のため必要な事項は、政令で
定める。

第五章 賞罰
第一項 第十三条第二項、第三
項、又は第五項前段の規定による
都道府県知事の命令に違反した者
は、一年以下の懲役又は十万円以
下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当す
る者は、六月以下の懲役又は五万
円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による土
地の立入りを拒み、又は妨げた
者

二 第五条第一項に規定する場合
において、市町村長の許可を受
けないで障害物を伐除した者又
は都道府県知事の許可を受けな
いで土地に試掘等を行なつた者
三 第八条第一項の規定に違反し
た造成主

四 第九条第一項の規定に違反し
て宅地造成に関する工事が施行
された場合における当該宅地造
成に関する工事の設計をした者
(設計図書を用いないで工事を
施行し、又は設計図書に従わな
いで工事を施行したときは、當
該工事施行者)

七 第十七条第一項の規定による
立入検査を拒み、妨げ、又は忌
避した者は、五万円以下の罰金に処
する。

一 第十三条规定第五項後段の規定に
よる都道府県知事の命令に違反
した者

二 第十八条の規定による報告を
せず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人そ
他の従業者が、その法人又は人の
業務又は財産に関し、前三条の違
反行為をした場合においては、そ
の行為者を罰するほか、その法人
又は人に對して各本条の罰金刑を
科する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算
して三月をこえない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法
律第百十三号)の一部を次のように
に改正する。

第三条第二十二号の二の次に次
の一号を加える。

二十二の三 宅地造成等規制法
(昭和三十六年法律第 号)の

施行に關する事務を管理するこ
と。

(建築基準法の一部改正)

3 建築基準法(昭和二十五年法律
第二百一号)の一部を次のように
改正する。

第八十八条に次の二項を加える。

4 第一項中第六条、第七条、第

八条(第一項及び第九項を除
く)及び第八十九条に係る部分
は、宅地造成等規制法(昭和三
十六年法律第 号)第八条第
一項の規定による許可を受けな
ければならない場合の擁壁につ
いては、適用しない。

昭和三十六年十月十六日印刷

昭和三十六年十月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局